

## 無線 LAN（館内 Free Wi-Fi）利用規約

### （目的）

第1条 この規約は、特定非営利活動法人 みなみ区民利用施設協会（以下「当協会」という。）が提供する無線によるインターネット接続環境（以下「無線 LAN」という。）を、当協会が運営する施設（以下「本施設」という。）の来館者に対して提供するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### （サービスの内容）

第2条 本施設に来館し、無線 LAN を利用する者（以下「利用者」という。）は、本規約の定めに従い、本規約によって認められる範囲において、本施設内で無線 LAN を利用することができる。

### （利用施設及び利用可能時間）

#### 第3条

##### （1）利用可能施設

施設名	住所
南センター	横浜市南区南太田 2-32-1
大岡地区センター	横浜市南区大岡 1-14-1
中村地区センター	横浜市南区中村町 4-270

（2）無線 LAN の利用可能時間は、本施設の開館時間内とする。ただし、当協会は、利用可能時間を予告なく変更することができるものとする。

（3）上記施設内でのみ利用できる。施設内であっても利用する場所に制限がある場合には、各施設で定める規約を遵守しなければならない。

### （利用条件）

第4条 利用者は、自己の負担において無線 LAN を利用するための必要な通信機器等を準備するものとする。

### （禁止事項）

第5条 利用者は、以下各号に掲げる行為をしてはならない。

- （1）第三者もしくは当協会の著作権またはその他一切の権利を侵害する行為および侵害するおそれのある行為
- （2）第三者もしくは当協会の財産を侵害する行為および侵害するおそれのある行為
- （3）前2号に掲げる場合のほか、第三者もしくは当協会に不利益または損害を与える行為および与えるおそれのある行為

- (4) 第三者または当協会を誹謗中傷する行為
- (5) 公序良俗に反する行為またはそのおそれのある行為若しくは公序良俗に反する情報を提供する行為
- (6) 犯罪行為または犯罪行為に結び付く行為若しくはそのおそれのある行為
- (7) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、無線 LAN を通じて、または無線 LAN に関連して使用し、または提供する行為
- (8) 不特定多数に対して広告・宣伝・勧誘等のメール、ショートメッセージ、テキストチャット等を送信する行為
- (9) ファイル共有ソフトの使用および著しく大量なデータの通信
- (10) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為または当協会が不適切であると判断する行為

2 前項各号に該当する利用者の行為によって当協会および第三者に損害が生じた場合は、当該利用者は、当該損害を賠償するものとする。

(運用の中止)

第6条 当協会は、以下各号のいずれかに該当する場合は、無線 LAN の提供を中止できるものとする。

- (1) 無線 LAN のシステムの保守または工事を定期的または緊急に行う場合
- (2) 暴動、騒乱、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、無線 LAN の運用が不可能または困難となった場合
- (3) 無線 LAN のシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合
- (4) その他当協会が無線 LAN の運用上、一時的な中断が必要であると判断した場合

(免責)

第7条 無線 LAN の利用に関連して利用者に生じた損害について、当協会は一切の責任を負わないものとする。

2 当協会は、無線 LAN が利用者が使用する通信機器等に適合するか否かについて一切保証しない。

2021年12月20日 制定